様式第1号（第3条関係）

聴聞通知書

号

年　　月　　日

様

行政庁　　　　　　　　印

次のとおり聴聞を行いますので、行政手続法第15条第1項の規定により通知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 聴聞の件名 |  | | |
| 予定される不利益処分の内容 |  | | |
| 不利益処分の根拠となる法令の条項 |  | | |
| 不利益処分の原因となる事実 |  | | |
| 聴聞の期日 | 年　　月　　日  　　　　　　時　　分から | | |
| 聴聞の場所 |  | | |
| 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 |  | | |
| 聴聞の主宰者 |  | 聴聞の公開の有無 | 公開・非公開 |

備考

1　聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は聴聞の期日への出頭に変えて陳述書及び証拠書類若しくは証拠物を提出することができます。

2　聴聞が終結するまでの間、不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

3　聴聞の期日には、代理人を出頭させることができます。この場合には、委任状を提出してください。

4　聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日の7日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。

5　聴聞の期日において不利益処分の原因となる事実に関する事項について専門的知識を有する者その他適当と認める者に対し、参考人として出頭を求める場合には、その者の氏名及び住所、聴聞の件名並びに陳述の要旨を記載した参考人出頭申出書（様式第9号）を主宰者に提出してください。

6　やむを得ない理由がある場合には、聴聞の期日及び場所の変更を申し出ることができます。

7　聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。